

平成 29 年度 内閣府税制改正要望



平成 28 年 8 月
内閣府



平成29年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

少子化対策の推進(新設3件)

◆婚姻転居費等を特定支出控除の対象に追加(国税、地方税)

- 相互に遠方に居住する男女が婚姻する場合において、①婚姻に伴う転居費、②仕事の都合により婚姻後も同居できない場合の旅費を給与所得者の特定支出控除の対象に追加する。

◆保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置(国税、地方税)

- 保育の受け皿整備等を促進し、待機児童問題に対応するため、①保育所等の敷地として貸与されている土地につき、相続・贈与により取得した後も引き続き一定期間保育所等に貸与することを要件に、相続税・贈与税の非課税措置の新設②認可外保育施設である企業主導型保育事業について、認可保育所に準じた優遇措置の新設③5人以下の事業所内保育事業につき、固定資産税等の非課税措置への拡充など、税制上の所要の措置を講ずる。

◆子育て支援に係る税制上の措置の検討(国税、地方税)

- 子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

子供の貧困対策の推進(拡充1件)

◆教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充(国税) ☆

- 孫等に教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税制度について、貧困の状況にある子供に贈与した場合には、孫等に限らず、贈与税を非課税とするよう拡充する。

民間資金等活用事業の推進(新設1件)

◆民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設(地方税)

- 民間資金等活用事業推進機構について、平成29年4月1日から平成40年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置を創設する。

※ 無印は新設、☆は拡充・延長



平成29年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

防災政策の推進（拡充・延長1件）

◆地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（地方税） ☆

- 全国の不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産を取得した場合において講ずる税制上の優遇措置について、その対象地域を全国に拡げ、また現在の対象資産に係る適用条件を緩和し、措置の延長を行う。

沖縄政策の推進（拡充・延長9件）

◆沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例（国税、地方税） ☆

- 投資税額控除等の対象施設に宿泊施設を追加し、措置を5年間延長する。

◆沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例（国税、地方税） ☆

- 建物及びその附属施設の同時取得要件を緩和し、措置を5年間延長する。

◆沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例（国税、地方税） ☆

- 措置を5年間延長する。

◆沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例（国税、地方税） ☆

- 措置を5年間延長する。

◆沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例（国税、地方税） ☆

- 措置を5年間延長する。

◆沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例（国税、地方税） ☆

- 措置を5年間延長する。

◆沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置（国税） ☆

- 措置を3年間延長する。

◆沖縄型特定免税店における関税の軽減措置（国税） ☆

- 措置を5年間延長する。

◆沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置（国税） ☆

- 措置を5年間延長する。



平成29年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ③

公益活動の推進(拡充1件)

- ◆**現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化(国税、地方税) ☆**
 - 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置において、公益法人に対する寄附財産が、継続的に公益目的事業に用いられることが確保されている等の一定の要件を満たすものについては、国税庁長官の承認手続を簡素化する。

地方創生、国家戦略特区等の推進(新設3件、拡充・延長3件)

地方創生

- ◆**地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(国税、地方税) ☆**
 - 東京一極集中の是正を図るため、地方拠点強化税制において、①オフィス減税について、平成29年度に引き下げられる税額控除率を現行水準まで引き上げ、②雇用促進税制について、質の高い雇用・UIJターンの促進等に資する優遇措置を拡充するとともに、③支援対象外地域の見直しを検討する。

国家戦略特区

- ◆**国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長(国税) ☆**
 - 国家戦略民間都市再生事業に対する都市再生事業の課税の特例措置(割増償却、登録免許税の軽減)の適用期限を2年間延長する。
- ◆**民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長(国税、地方税) ☆**
 - 一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置(所得税、個人住民税の税率を軽減等)の適用期限を3年間延長する。
- ◆**酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外等(国税)**
 - 単式蒸留焼酎の製造過程において副次的に生成されるアルコール分45度を超える少量の原酒については、製造免許を不要とする措置を講ずる。
 - 地域の特産物を原料として単式蒸留焼酎を少量製造する場合、製造免許における最低製造数量基準を適用しない措置を講ずる。
- ◆**国家戦略特区において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設(国税)**
 - 国家戦略特区において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十全に発揮し得よう所要の調整措置を講ずる。

その他

- ◆**新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置(国税、地方税)**
 - 地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。

平成 29 年度税制改正要望（目次）

1. 少子化対策の推進	P 5
2. 子供の貧困対策の推進	P 9
3. 民間資金等活用事業の推進	P10
4. 防災政策の推進	P12
5. 沖縄政策の推進	P19
6. 公益活動の推進	P28
7. 地方創生、国家戦略特区等の推進	P29

1. 少子化対策の推進

①婚姻転居費等を特定支出控除の対象に追加〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

相互に遠方に居住する男女が婚姻する場合において、①婚姻に伴う転居費、②仕事の都合により婚姻後も同居できない場合の旅費を給与所得者の特定支出控除の対象に追加する。

要望内容

少子高齢化が深刻化する中、結婚の段階における支援を充実するため、相互に遠方に居住する男女が婚姻する場合において、①婚姻に伴う同居のため、双方の勤務地に通勤可能な範囲内に転居する場合の転居費、②仕事の都合により婚姻後も同居できない場合の旅費を特定支出控除の対象に加える。これにより、相互に遠方に居住する男女が、就業継続しつつ結婚の希望を叶えられるような環境を整備する。

②保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置〔新設・拡充〕

＜税目＞（国 税）相続税、贈与税、関税

（地方税）不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

政府にとって喫緊の課題である待機児童の解消について、女性の就労が拡大傾向にある現下の状況も踏まえ、保育所等の整備の促進に向けた対策の強化等を図ることとしており、それに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

要望内容

- ・土地の不足が保育所等の整備・規模拡大の妨げとなっており、自治体等からも土地利用等に関する税制優遇を求める声が上がっている。このため、保育所等の敷地として貸与されている土地を相続した場合又は贈与を受けた場合において、その後も当該土地を引き続き一定期間保育所等に貸与することを要件に、相続税・贈与税を非課税とする。
- ・企業主導型保育事業について、公費が入っているものの、制度上は認可外の保育施設の位置付けとなっており、認可保育所と同様な優遇税制が講じられておらず、事業実施の妨げとなるおそれがある。このため、企業主導型保育事業について、認可保育所並みの税制優遇を設ける。
- ・現在、5人以下の事業所内保育事業については、固定資産税等の非課税措置が適用されず、2分の1にとどまっており、小規模な事業所内保育事業の実施の妨げとなっている。このため、利用定員に関わらず、固定資産税等の非課税措置を拡大することにより、小規模な事業所内保育の実施を促進する。

＜文部科学省、厚生労働省と共同要望＞

③子育て支援に係る税制上の措置の検討〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

子育て支援に係る税制上の措置について、検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

（児童手当法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項）

④子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を要望する。

要望内容

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずるもの。

＜厚生労働省と共同要望＞

2. 子供の貧困対策の推進

①教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）贈与税

概要

生まれ育った家庭の環境や、いわゆる貧困の連鎖等によって、子供達の将来が閉ざされることを防ぐ観点から、教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税措置の拡充を要望する。

要望内容

孫等に教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、貧困の状況にある子供に贈与した場合には、孫等に限らず、贈与税を非課税とするよう拡充する。

＜文部科学省、厚生労働省、金融庁と共同要望＞

3. 民間資金等活用事業の推進

① 民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設〔新設〕

<税目> (地方税) 事業税

概要

地域における新たなビジネス機会の拡大や経済好循環を実現するとともに公的負担の抑制を図るために、民間資金等活用事業推進機構を活用して、PFI事業の案件形成を進める必要がある。そのため、機構はPFI事業へ出融資を行うために十分な財産基盤を維持する必要があることから、課税の特例措置を創設する。

要望内容

民間資金等活用事業推進機構について、平成29年4月1日から平成40年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の創設を要望するもの。

②公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の
経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間の満了時までには負担する償却費（更新投資に係る費用）が事業期間後期に向けて逦増するため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題があることから、契約期間内の費用負担の平準化を図る特例措置を創設する。

要望内容

水道分野等におけるコンセッション制度の活用促進を図るため、逦増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。

＜厚生労働省と共同要望＞

4. 防災政策の推進

※以下の他、数件（金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省主管）検討中。

①地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

南海トラフ地震等の巨大地震のみならず、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震のような活断層の活動による地震に見舞われる可能性がある地域は、日本のほぼ全土にわたる。当該被害を最小限に抑えるため、緊急地震速報装置及び関連設備（直下地震のような震源の近い地域で、緊急地震速報装置より早く作動する感震装置等を含む。）などの地震防災対策用資産を有効に組み合わせ、その整備を促進することにより、事業者自体の被害の軽減及び防災意識の向上を図るとともに、行政の災害初動期の応急対策活動の補完性の向上を図る。

要望内容

全国の不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産を取得した場合において、3 年度分の固定資産税につき課税標準額を 3 分の 2 に減額する措置について、①対象地域を全国に拡充、②対象資産の適用条件を緩和（感震装置は緊急遮断装置と同時に設置する場合に本特例措置の適用を認めることとし、緊急遮断装置については、緊急地震速報受信装置又は感震装置と同時に設置される場合に本特例措置の適用を認める。）、③適用期限（平成 26 年 3 月 31 日）を 3 年間延長するもの。

＜国土交通省と共同要望＞

②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により
取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、鉄道利用者の安全性を確保するため、当該地震で震度6強以上が想定される地域等における利用者の多い駅や路線を対象に、鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間2／3に軽減する特例措置を講ずる。

要望内容

上記措置を1年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

③雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による浸水被害の発生を減少させるため民間による雨水貯留利用施設の整備をさらに進める必要があることから、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域において事業者が 300 m³以上の雨水貯留利用施設を設置した場合、5 年間普通償却限度額の 10%の割増償却ができる特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限を 2 年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

④浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

近年、集中豪雨等の多発により浸水被害が発生しており、地下街等は浸水スピードが速く閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きく、都市・経済活動も機能不全に陥る。よって、地下街等の所有者又は管理者が取得する浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準を軽減し、避難確保や浸水防止対策を促進させることで被害最小化を図る。

要望内容

対象となる浸水防止用設備（止水板、防水扉等）に係る固定資産税について、最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

（拡充）適用区域に雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を追加。

（延長）適用期限を3年間延長。

＜国土交通省と共同要望＞

⑤ 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1／2減額（改修工事費の2.5%を限度）する。

要望内容

現行の措置を3年間（平成29年4月1日～平成32年3月31日）延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

⑥防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税

概要

特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、都市の再生を推進する。

要望内容

防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）の適用期限（法人税：平成 29 年 3 月 31 日、所得税平成 29 年 12 月 31 日）をそれぞれ 3 年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

⑦既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充〔拡充〕

<税目>

- (国 税) 所得税
- (地方税) 固定資産税

概要

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けて、耐久性等に優れた良質な住宅ストックの形成を促進するため、既存住宅の耐震・省エネリフォームを行う場合、税制上の特例措置（所得税の税額控除、固定資産税の減額）を行うもの。

要望内容

- 耐震・省エネ改修と併せて耐久性向上改修を行い、増改築による長期優良住宅の認定を受けた場合、耐震・省エネ改修に係る特例措置を拡充する。
- ・所得税の税額控除（最大額）：投資型 25 万円（現行）→40 万円（拡充後）、ローン型 62.5 万円（現行）→70 万円（拡充後）
 - ・固定資産税の減額（工事翌年分）：耐震 1/2 減額・省エネ 1/3 減額（現行）→2/3 減額（拡充後）

<国土交通省と共同要望>

5. 沖縄政策の推進

① 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業所税

概要

沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価格の 15%（建物等は 8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

対象施設のうち、野球場等を除外し、新たに宿泊施設を追加するとともに、適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）を 5 年間延長するもの。

＜国土交通省、経済産業省と共同要望＞

②沖繩の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税

（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税

概要

沖繩の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価格の34%（建物等は20%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

建物及びその附属設備の同時取得要件を緩和し、適用期限（平成29年3月31日）を5年間延長するもの。

＜経済産業省と共同要望＞

③沖繩の経済金融活性化特別地区における課税の特例〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税

概要

沖繩の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後 10 年間、所得金額の 40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除を講ずる。

また、特区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価格の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除の他、事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者へ投資を行った個人に対するエンジェル税制等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）を 5 年間延長するもの。

④沖繩の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税、関税
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税

概要

沖繩の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点産業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後 10 年間、所得金額の 40%の特別控除を講ずる。

また、地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価格の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）を 5 年間延長するもの。

＜経済産業省と共同要望＞

⑤ 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、事業税、事業所税

概要

沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後 10 年間、所得金額の 40% の特別控除を講ずる。

また、情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価格の 15%（建物等は 8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）を 5 年間延長するもの。

＜総務省、経済産業省と共同要望＞

⑥沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税

概要

沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価格の8%の特別償却等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成29年3月31日）を5年間延長するもの。

⑦ 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置〔延長〕

<税目> (国 税) 航空機燃料税

概要

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率について、本則の特例税率である 18,000 円/kl から 9,000 円/kl に軽減する。

要望内容

適用期限（平成 29 年 3 月 31 日）を 3 年間延長するもの。

<国土交通省と共同要望>

⑧ 沖縄型特定免税店における関税の軽減措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）関税

概要

沖縄から他の都道府県に出域する旅行者が、内閣総理大臣が指定する一定の場所で購入する物品を携帯して移出する場合には、関税を（1人当たり20万円を上限）免除する。

要望内容

適用期限（平成29年3月31日）を5年間延長するもの。

＜経済産業省と共同要望＞

⑨ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）酒税

概要

沖縄県の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について酒税を軽減（軽減割合は泡盛 35%、ビール等 20%）する。

要望内容

適用期限（平成 29 年 5 月 14 日）を 5 年間延長するもの。

6. 公益活動の推進

① 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

公益法人等に対する現物寄附のうち、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されているところ。国税庁長官の承認手続の簡素化により、公益法人への現物寄附を促し、「民による公益」の増進を担う公益法人の活動を活性化する。

要望内容

現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置において、公益法人に対する寄附財産が、継続的に公益目的事業に用いられることが確保されている等の一定の要件を満たすものについては、国税庁長官の承認手続を簡素化する。

＜文部科学省、厚生労働省と共同要望＞

7. 地方創生、国家戦略特区等の推進

(1) 地方創生

① 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充〔拡充〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税
(地方税) 法人住民税

概要

東京一極集中を是正し、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを加速するため、地方拠点強化税制について拡充等を行う。

要望内容

東京一極集中の是正を図るため、地方拠点強化税制において、①オフィス減税について、平成 29 年度に引き下げられる税額控除率を現行水準まで引き上げ、②雇用促進税制について、質の高い雇用・U I J ターンの促進等に資する優遇措置を拡充するとともに、③支援対象外地域の見直しを検討する。

(2) 国家戦略特区

② 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長〔延長〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税、登録免許税

概要

国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するため、課税の特例措置を延長する。

要望内容

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置（割増償却、登録免許税の軽減）を2年間延長する。

③ 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）個人住民税

概要

優良な民間再開発事業を促進するため、用地提供者に対する課税の特例措置を延長する。

要望内容

公益的施設の整備を含む一定の民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得（2,000万円以下の部分）に係る課税の特例措置を3年間延長する。

④酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外等〔新設〕

＜税目＞（国 税）酒税

概要

地域の特産物を原料とした酒類（焼酎、原料用アルコール）の小規模製造を可能とするための措置を講ずる。

要望内容

- ・単式蒸留焼酎の製造過程において副次的に生成されるアルコール分45度を超える少量の原酒（初垂れ）については、製造免許を不要とする措置を講ずる。
- ・地域の特産物を原料として単式蒸留焼酎を少量製造する場合、製造免許における最低製造数量基準を適用しない措置を講ずる。

⑤ 国家戦略特区において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設〔新設〕

<税目> (国 税) 法人税

概要

国家戦略特区において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十全に発揮し得るよう所要の調整措置を講ずる。

要望内容

地方公共団体が一定の法人に対し地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置を講ずる。

(3) その他

⑥ 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置〔新設〕

概要

都市農業の重要性に鑑み、所要の税制措置を講ずる。

要望内容

地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。

⑦都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税の特例措置
〔延長〕

<税目> (地方税) 固定資産税、都市計画税

概要

大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携に基づくエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。

要望内容

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、管理協定を締結した備蓄倉庫に対する固定資産税・都市計画税の特例措置（5年間、課税標準1/2以上5/6以下の範囲内において市町村等の条例で定める割合（参酌基準2/3）を乗じて得た額を課税標準とする）を2年間延長する。

<国土交通省と共同要望>